

8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の場合、自動継続扱いで金額1万円以上のものは総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.50%を上乗せした利率)
9. 預金保険の適用	<ul style="list-style-type: none"> ・適用されます。(保護対象預金等の合算で、1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。)
10. 元本欠損リスクと要因	<p>——</p>
11. 権利行使上の制限 ・中途解約の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ず満期日前に解約する場合は、下表13.の中途解約利率を適用します。
12. 想定されるリスク	<p>——</p>
13. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨)により計算した利息とともに払い戻します。 ただし、計算した利率が普預利率を下回るときは普預利率とします。 (1) 1ヵ月もの、3ヵ月もの、6ヵ月もの、1年もの、2年もの 定型方式および1ヵ月超3年未満の満期日指定方式 <ul style="list-style-type: none"> ・預入期間が6ヵ月未満の場合……解約日における普通預金利率 ・預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合……約定利率×50% ・預入期間が1年以上3年未満の場合……約定利率×70% (2) 3年もの定型方式および3年超4年未満の満期日指定方式 <ul style="list-style-type: none"> ・預入期間が6ヵ月未満の場合……解約日における普通預金利率 ・預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合……約定利率×40% ・預入期間が1年以上1年6ヵ月未満の場合……約定利率×50% ・預入期間が1年6ヵ月以上2年未満の場合……約定利率×60% ・預入期間が2年以上2年6ヵ月未満の場合……約定利率×70% ・預入期間が2年6ヵ月以上4年未満の場合……約定利率×90% (3) 4年もの定型方式および4年超5年未満の満期日指定方式 <ul style="list-style-type: none"> ・預入期間が6ヵ月未満の場合……解約日における普通預金利率 ・預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合……約定利率×40% ・預入期間が1年以上1年6ヵ月未満の場合……約定利率×50% ・預入期間が1年6ヵ月以上2年未満の場合……約定利率×60% ・預入期間が2年以上2年6ヵ月未満の場合……約定利率×70% ・預入期間が2年6ヵ月以上3年未満の場合……約定利率×80% ・預入期間が3年以上5年未満の場合……約定利率×90% (4) 5年もの定型方式 <ul style="list-style-type: none"> ・預入期間が6ヵ月未満の場合……解約日における普通預金利率 ・預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合……約定利率×30% ・預入期間が1年以上1年6ヵ月未満の場合……約定利率×40% ・預入期間が1年6ヵ月以上2年未満の場合……約定利率×50% ・預入期間が2年以上2年6ヵ月未満の場合……約定利率×60% ・預入期間が2年6ヵ月以上3年未満の場合……約定利率×70% ・預入期間が3年以上4年未満の場合……約定利率×80% ・預入期間が4年以上5年未満の場合……約定利率×90%
14. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
15. 預金取引に関わるご相談・苦情窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・預金取引に関するご相談・苦情等については下記の窓口でお受けします。 ・静岡中央銀行 <ul style="list-style-type: none"> 【ご連絡先】お客様相談室 【電話番号】0120-700-858 【受付時間】午前9時～午後5時(祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日) 【Eメール】info@shizuokachuo-bank.co.jp ・一般社団法人全国銀行協会(指定紛争解決機関) <ul style="list-style-type: none"> 【ご連絡先】全国銀行協会相談室 【電話番号】0570-017109(一般電話から)または03-5252-3772(携帯電話・PHSから) 【受付時間】午前9時～午後5時(祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日)